

# 生類憐みの令

十二月日

右の趣おもむき仰せ出さるの間、領内のともがら、相守あいまもるべきもの也

〈解讀文〉

定

捨馬之儀付、段々被仰出處、  
頃日茂捨馬仕候者有之候、  
急度御仕置可被仰付候得共、  
先此度茂流罪被仰付候、  
向後捨馬仕候もの於有之者、  
可被行重科者也

十二月日

右之趣被仰出之間、領内之輩、  
可相守者也

大和

〈読み下し文〉

定め

捨馬の儀につき、段々仰せ出さるところ、頃日も捨て馬つかま  
つり候者これあり候、きっと御仕置き仰せつけらるべく候えど  
も、まずこのたびも流罪仰せつけられ候、向後捨て馬つかまつり  
候者これあるにおいては、重科におこなわるべきもの也

〈用語の解説〉

- ・段々：しばしば。いろいろと。
- ・頃日：このごろ。先日。
- ・急度：きびしく。必ず。
- ・向後：以後。

・重科：重い刑。重い罪。

・領内之輩：高遠領内の人びと。

・大和：高遠藩主の内藤大和守頼卿。在職は正徳4（1714）

から享保20（1735）年まで。

〈解説〉

高札の下書きで、捨て馬を禁じる旨を記している。馬は犬・猫  
とともに身近な存在であり、農耕はもちろん輸送・運搬にも欠か  
せない動物であった。農耕や輸送に利用できるうちは有用な動物  
として家族同然の扱いであったが、病馬や老馬となれば農家に負  
担が重くのしかかった。病馬や老馬を山野に放てば負担が軽くな

大和

ることから、捨て馬が横行した。

元禄16（1703）年の「領内牛馬数書上」によると、高遠領内には7320匹の馬があり、牛はわずか151匹であった。

5代将軍徳川綱吉の治世で評判が悪かつた「生類憐みの令」は、極端な動物愛護政策として知られている。貞享2（1685）年7月、将軍の御成（おなり）の道筋に犬・猫が出てもつなぐには及ばない、との達しを初出とし、以後も次々と生類「保護」の法令が出された。犬の保護というイメージが強く、綱吉は「犬公方」とも呼ばれ、きびしい処罰で人びとを苦しめたといわれてきた。

しかし、犬の保護は江戸という巨大都市に限つたものであり、それほど中心的なものではなかつた。むしろ捨て牛馬の禁令が全國的に行われたという。また生類の対象は人間（捨て子・行き倒れ人など）にも及び、武力によつて人びとを従わせようとする戦国時代以前からの価値観を転換させようとした政策といわれる。綱吉死後の宝永6（1709）年1月、一連の生類憐みの令は撤回された。

内藤大和守の代になつてからも、捨て馬の禁令だけは継続されたようである。

#### 【参考文献】

- ・根崎光男『生類憐みの世界』同成社
- ・『長野県史 近世史料編 第四巻（一）』長野県史刊行会